

警戒度レベル2における対応

【区域】 栃木県全域

※要請内容の主な変更点は下線部

【期間】 令和5(2023)年2月15日(水)～

県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

- ワクチン接種者含め、基本的な感染対策(※)を徹底する。
- 都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染対策(※)を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控える。
- 速やかにオミクロン株対応ワクチンの接種を受ける。
- 感染に不安のある場合には、無料検査を活用する。
- 65歳未満で軽症の重症化リスクが低いと考えられる者は、発熱外来の受診に代えて、「検査キット配布センター」の活用も検討する。
- 65歳未満の自己検査等による陽性者で重症化リスクが低く、軽症又は無症状の方は、「とちぎ健康フォローアップセンター」での陽性登録も検討する。
- 救急外来及び救急車は、適切に利用する。

※「「三つの密」の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」等
(3月13日以降は「マスクの着用」については、個人の主体的な選択を尊重し、各個人の判断に委ねることを基本とする。
「令和5年3月13日(月)からのマスクの着用について」(R5.2.14栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部)参照)

事業者に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
 - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、 昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加（3月12日まで）
 - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **人が集まる場所での感染対策の徹底**
 - 従業員への検査の勧奨・適切な換気・手指消毒設備の設置・入場者の整理、誘導・発熱者等の入場禁止
- **医療機関、高齢者施設、学校、保育所等における感染対策の徹底**
- **高齢者施設等における抗原検査キット等を活用した集中的検査の推進**
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- **飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等**
- **重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮**
- **「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施**
- **事業継続計画（BCP）の点検・見直し及び策定**

● イベントの開催に関する協力要請【特措法第24条第9項】

【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底すること。
参加者もそれを十分理解するとともに、イベント前後の活動においても基本的な感染対策を徹底すること。
- ② イベントごとに「チェックリスト」又は「感染防止安全計画」を作成すること。
 - ・ **チェックリスト**：イベント主催者等が作成・HP等で公表する。（イベント終了日より1年間保管すること。）
 - ・ **感染防止安全計画**：イベント主催者等は作成の上、県所管課による確認を受け、HP等で公表。イベント終了後、結果報告書を提出。

【イベント開催にあたり必要な対応】

	チェックリストにより開催可能	感染防止安全計画により開催可能
収容定員あり	5,000人以下 又は 収容定員の50%以下	5,000人超 かつ 収容定員の50%超100%まで
収容定員なし	5,000人以下	5,000人超

※R5.1.28以降、大声の有無によるイベントの人数制限は廃止

イベントにおいても、3月13日以降、マスクの着用については、「着用は個人の判断に委ねることを基本とする」ことを踏まえ、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要はない。ただし、イベント主催者等が感染対策上又は事業上の理由等により、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることもできる。（「チェックリスト」及び「感染防止安全計画」を改正）

県立学校における卒業式での対応

- 児童生徒及び教職員については、**式典全体を通じてマスクを外すことを基本**とする。ただし、様々な事情を有する児童生徒がいることから、**マスクの着脱を強いることがないよう配慮**する。
- 来賓や保護者等にはマスクの着用を求めるとともに**、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱など**複数の児童生徒が一斉に声を出す場合は、マスクの着用**など一定の感染症対策を講じた上で実施する。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、**普段と異なる症状のある者**については、卒業式への参加を控える。